

防衛産業基盤について

平成22年4月8日

経済産業省

防衛関連産業の特徴・役割

防衛産業は、技術的に高度な装備品（極限環境での耐久性、高出力・高精度等）を供給する産業。これまでの継続的な研究開発、生産、運用支援により構築された我が国の防衛産業基盤は、我が国の安全と繁栄を支えてきた。

- ① 我が国防衛省・自衛隊の運用構想・装備構想に応じた有効な装備品の提供（研究・開発・生産・改修）
 - 我が国独自の能力向上等に対応
 - 技術の進歩や運用環境の変化、国外における生産や運用中止等の環境変化に対応
 - 装備品間の接続（例：戦闘機と国産ミサイルの接続）を独自に行えば、海外への技術開示が不要
- ② 装備品の維持・整備など、日常的な運用を支援
 - 高い可動率の維持（装備品の故障・不具合の際、維持・補修等に迅速に対応）
- ③ 海外から装備品の導入（輸入、ライセンス生産）をする際、国内の同種の装備品の技術力や生産能力を保持していることは、価格や技術開示の交渉を行う際のバーゲニングパワー
- ④ 防衛関連技術と民生技術の相互連関（スピン・オフ、スピン・オン）により、我が国全体の技術水準の向上に相乗効果

（参考1）
装備品の高可動率維持。
（航空戦力（可動機数）＝配備機数×可動率。部品を原産国に送り返さなくても国内で修理可能。2007年11月の米国F-15空中分解事故を受けた飛行停止の際には、構造・使用状況等を我が国独自に分析し、空自F-15を短期間で飛行再開。）



（参考2）
米国で退役後も、国内産業の支援により運用可能。
（米軍F-4戦闘機は1996年に退役。我が国は現在も運用。）



（参考3）
国産ミサイル等との連結を独自に行うことが可能。
（国産中距離ミサイルAAM4をF-4に搭載するために我が国独自の改修を実施。）



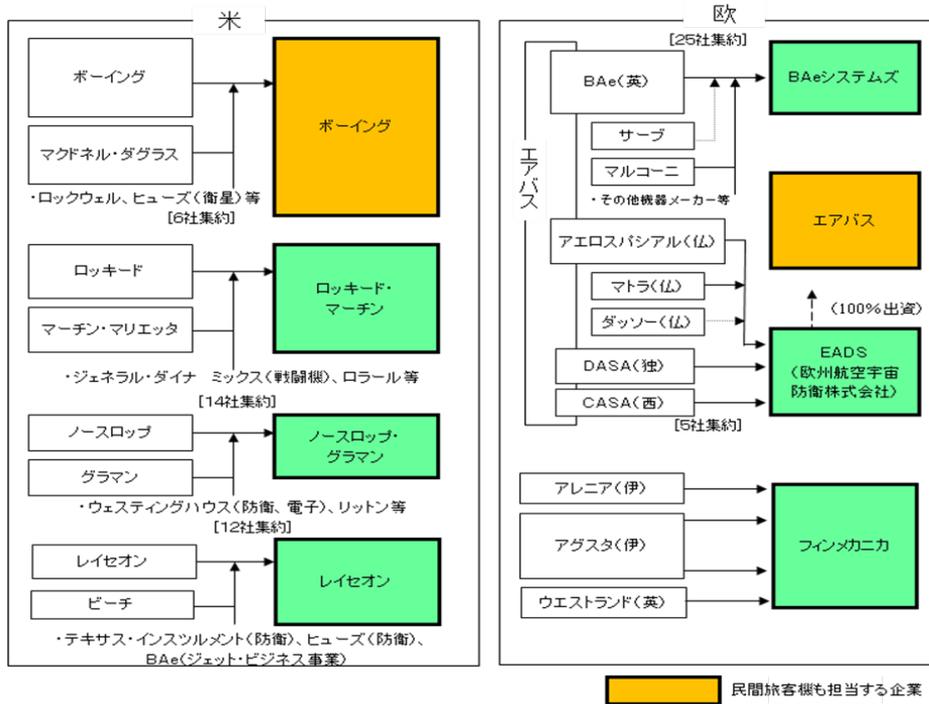
（参考4）
大規模改修による陳腐化回避。（F-15戦闘機は、現在、近代化改修中）



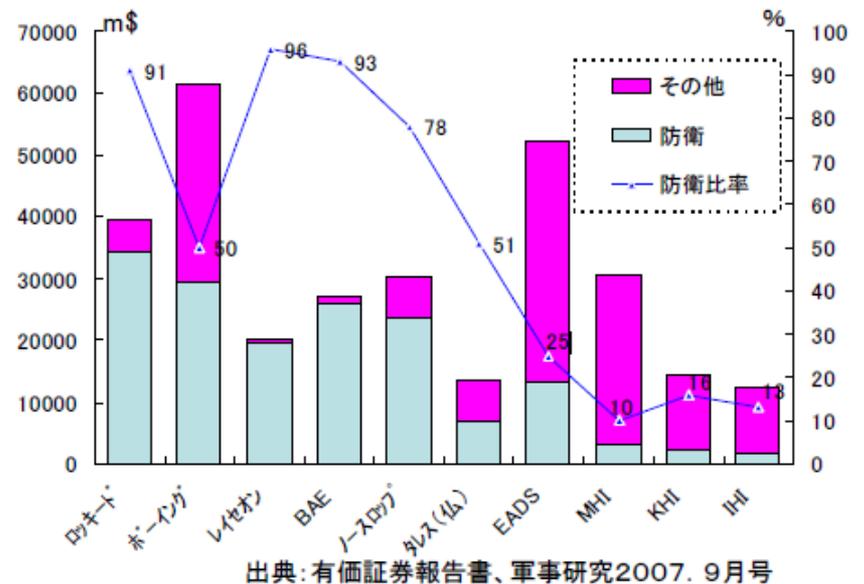
世界の防衛関連産業の現状

- 冷戦終結後の軍事費削減を背景に、企業の集約化が進み、防衛市場は寡占状態。世界的には、防衛依存度が高い大規模企業が多い。
- 「軍事における革命」(装備のハイテク化・システム統合化)が進展。
=各種防衛システム(戦闘機、艦艇、偵察監視、精密誘導システムなど)を接続した「システム・オブ・システムズ」を構築する流れ。
- 宇宙技術は安全保障分野に世界的に浸透しており、近代的な防衛システムにとって不可欠になりつつある。(宇宙の防衛利用: 軍用通信、偵察、気象予測、測位、電波情報収集、早期警戒 等)
- こうした中、装備品の開発費が高騰し、各国の技術力を結集した国際共同開発が趨勢。
- 他方、防衛装備品のシステム化を背景に、技術開示を厳しく制限するブラックボックス化が強まる傾向。

(参考1) 世界の航空機・防衛産業の再編



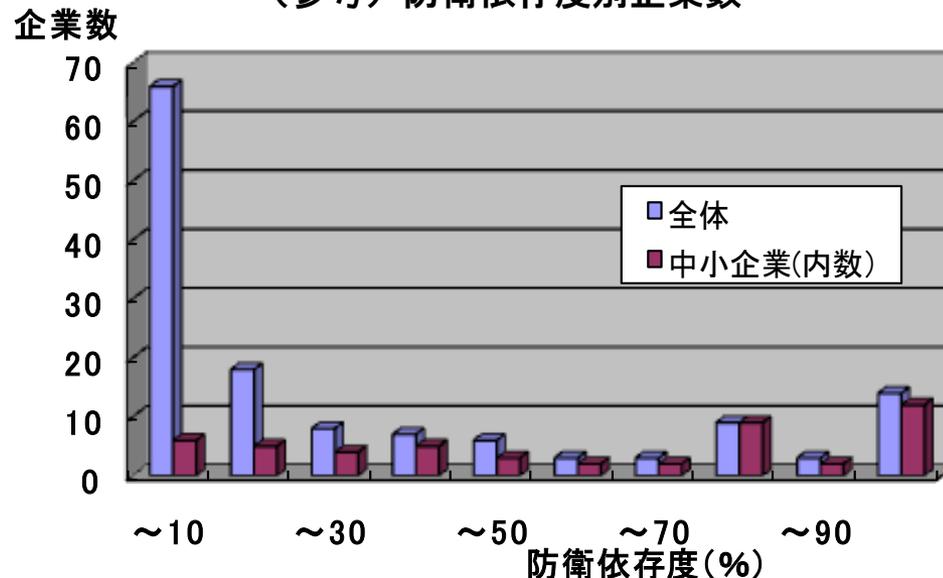
(参考2) 世界の防衛産業の売上額の状況



我が国防衛関連産業の特徴

- 我が国産業の防衛省向け生産額は約2兆円（工業生産額全体に占める割合は1%以下）。
－武器輸出三原則等により、基本的に市場は国内に限定。
- 我が国の大手防衛メーカーは、売上げに占める防需依存度が低い場合が多い。このため、最先端民生技術の防衛用途への利用（スピン・オン）では強みを発揮しうる体制。また、防衛用の仕事量の変動を企業側の負担で吸収してきた経緯。
- 他方、防衛事業の受注途絶や利益率の低下等を契機として、防衛分野での事業見通しが立たない場合は、防衛事業からの撤退は比較的容易に起こりうる構造。
- また、売上高が小さい中小企業の中には防需依存度が高いものも相当数ある。このため、防衛生産額の減少は特にこのような中小企業への影響が大きい。

(参考) 防衛依存度別企業数



出典:平成19年度 (社)日本防衛装備工業会137社
(注)中小企業:従業員300人以下、又は資本金3億円以下(製造業)

調達数量の減少と事業性低下の悪循環

○ 装備品が高度化・複雑化する中で、装備品の調達数量の減少、事業性の低下は、更なる装備品の価格上昇を招き、事業性低下の悪循環を招く傾向がある。

装備品の高度化・高価格化の背景

多額の開発費
(初期投資の増加)

装備品の高性能化・複雑化

- ① 個々の構成要素の機能高度化
- ② 多機能化に伴う構成要素の増加

自衛隊のミッションと 装備品への要求の変化

従来

装備品単独で
ミッション遂行

最近

複数の装備品を高度・
複雑に接続したシステムで
ミッション遂行

調達数量の減少と事業性低下

単価の上昇
(開発費の転嫁)

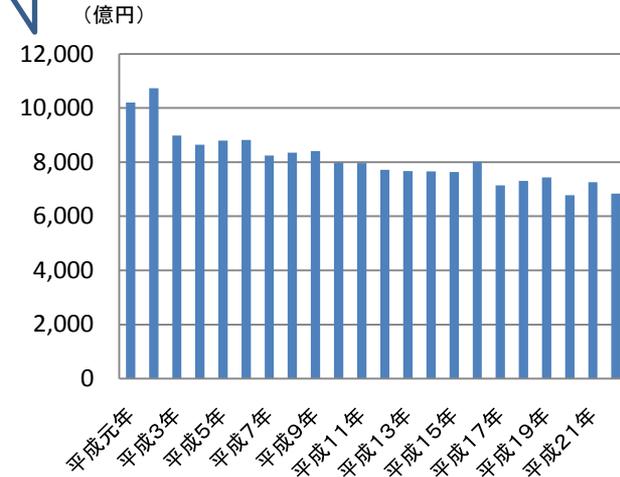
悪循環

調達数量の減少

事業性の低下

防衛予算の
縮減傾向

正面装備品等契約額



(資料)防衛省

我が国防衛産業の関与の濃淡

○我が国の防衛に必要な防衛システムにおける我が国の防衛産業の役割には濃淡あり。

①国内開発（国内産業が装備品を開発・製造。）

（例）輸送機（C-1）、救難飛行艇（US-1、US-2）、練習機、護衛艦、潜水艦、戦車

②日米共同開発（日米共同開発し、国内産業が製造。）

（例）F-2戦闘機

③ライセンス生産（国内産業が外国企業から技術を導入し、国内で製造。）

（例）戦闘機（F-15、F-4）、攻撃ヘリ（AH-64D）、哨戒機（P-3C）、ペトリオットミサイル

④輸入による調達（外国の防衛装備品を調達。国内産業は開発、製造には関与せず、運用支援の一部を行う場合があるのみ。）

（例）輸送機（C-130）、早期警戒機（E-2C）、早期警戒管制機（E-767）、空中給油機（KC767）、イージスシステム

⑤我が国では装備品を導入せず、他国の機能を活用（国内産業は関与せず。）

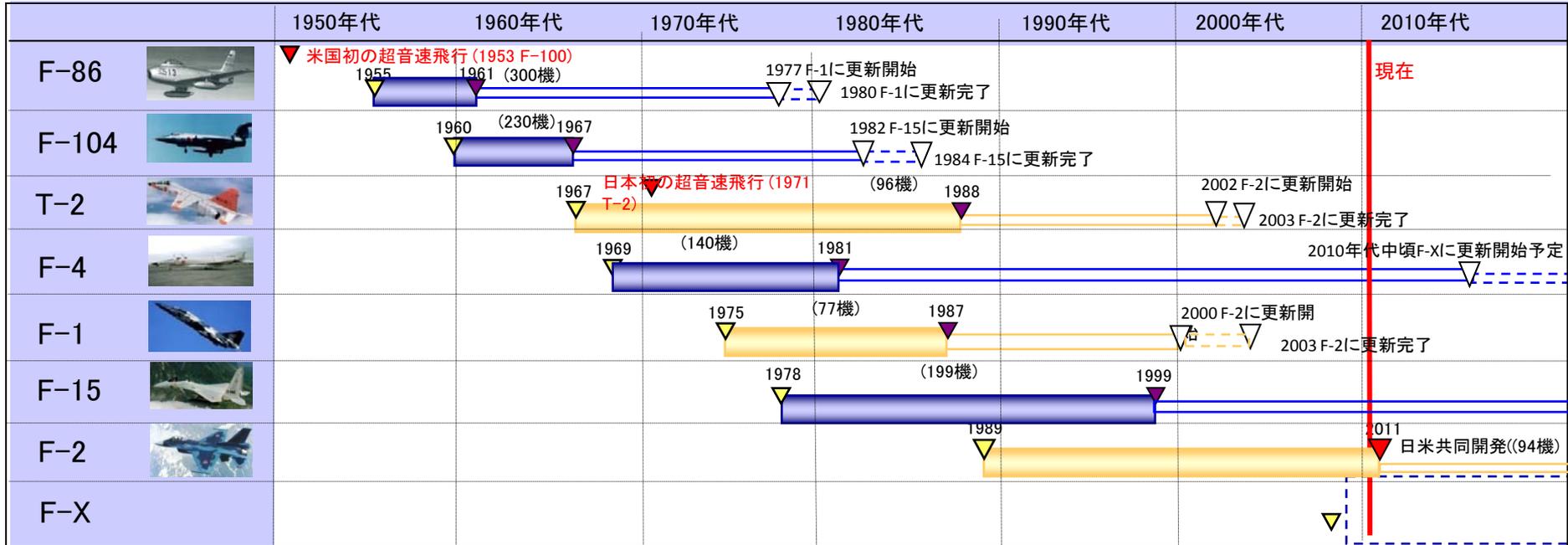
（例）BMDシステムの早期警戒機能（注）

（注）早期警戒衛星は早期警戒機能を担う一つ的手段。我が国の宇宙の防衛利用については、宇宙の平和利用に関する国会決議（1969）により、我が国の宇宙の開発・利用は平和の目的に限ることとされ、自衛隊の衛星利用は一般化理論の政府統一見解（1985）の範囲でのみ許容されてきた。なお、宇宙基本法（2008）により、安全保障分野における宇宙利用は解禁された。

戦闘機分野での防衛生産技術基盤の衰退の懸念

- 我が国は1950年代以降、戦闘機を基本的に絶え間なく生産。
- しかしながら、現在生産を行っているF2戦闘機は2011年度に生産が終了し、これ以降、戦闘機の生産空白期間が生じる見込み。

▽(C-1)契約締結 ▼完納 ■生産期間(ライセンス国産) ■生産期間(国内開発)(注:T-2とF-2は開発期間を含む) □運用期間



国産化状況	F-86 (ライセンス)	F-104 (ライセンス)	F-4 (ライセンス)	F-1 (開発)	F-15 (ライセンス)	F-2 (開発)
機体	100%	100%	100%	100%	100%	100%
レーダー	-	一部 (NASAAR)	一部 (APG-120)	100% (J/AWG-12)	一部 (APG-63)	100% (J/APG-1/AESA)
エンジン	(輸入) (J47-GE-27)	100% (J79-IHI-11A)	100% (J79-IHI-17)	100% (TP40-IHI-801A)	100% (F100-IHI-100)	100% (F110-IHI-129)
誘導弾(ライセンス)	-	輸入 (GAR-8)	100% (AIM-7, AIM-9)	100% (AIM-9)	100% (AIM-7, AIM-9)	100% (AIM-7, AIM-9)
誘導弾(開発)	-	100% (AAM-1)	-	100% (ASM-1, 2)	100% (AAM-3, 4, 5)	100% (AAM-3, ASM-1, 2)

■ ライセンス国産
■ 国内開発

戦闘機生産中断の影響

- 戦闘機の生産中断により、これまで蓄積されてきた技術・技能の喪失又は低下、技術者の減少、さらには企業の防衛分野からの撤退等の影響が懸念される。
- これらの技術レベルの低下は、技術質問対応の長期化や、修理期間の長期化など、運用支援能力の低下や将来の研究開発への影響を及ぼす恐れがある。

技術・技能の喪失/低下の懸念

技術の例

システムインテグレーション技術

空力特性・飛行特性技術

複合材技術

全電子式エンジン制御システム技術

アクティブフェイズドアレイレーダー技術

レーダー信号処理技術

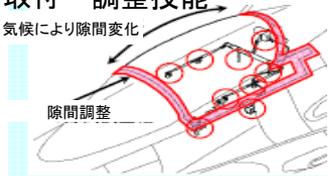
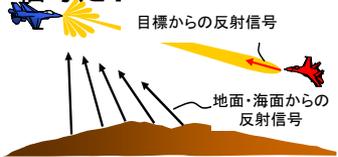
技能の例

キャノピ取付・調整技能

ディープレキミカルミーリング技能(エンジン)

電子部品はんだ付け技能

⋮

喪失/低下プロセス	技術・技能の例
生産工程で培われた技能が適用先喪失。結果、当該技能が喪失又はレベルが低下。	例) キャノピ取付・調整技能 
研究開発・運用支援で培われた技術を有する技術者減少。結果、当該技術レベルが低下。	例) レーダー信号処理技術 
売上減少、今後の事業性が見込めない等により企業が防衛事業から撤退。結果、技術・技能が喪失。	例) レドーム関連技術 

運用支援能力の低下（技術質問対応、修理期間長期化等）

将来の研究開発への影響

我が国防衛関連産業の技術水準

- 我が国の防衛関連産業は、諸外国の方が実戦経験・データ面で優位であるため、実戦での具体的な使い方を念頭に置いた製品構想力に学ぶ必要がある。
- 他方、我が国の技術水準は、世界と比較しても高い分野があり、これらは内外から注目されている。
- 例えば、生産技術基盤については、米国原産の装備品について、米国を除くほぼ唯一の生産国であるものがある。(例、ペトリオット・システム、F-15戦闘機)。
- 技術基盤については、戦闘機用レーダーや軍用にも利用できる通信・地球観測衛星等では高い水準の技術を保有している。

(参考1) 我が国の優れた防衛生産基盤

- ・BMD等に用いられるペトリオット・システムをライセンス国産しているのは日本のみ。

発射装置の一部部品については米国でも製造停止し、日本が唯一の生産国。

- ・F-15戦闘機を全機レベルでライセンス国産しているのは日本のみ。韓国が一部国産している等の例があるが、構造の一部を担当する程度(ただし第3国用も生産)。



ペトリオット・システム



F-15戦闘機

(参考2) 我が国の優れた防衛技術基盤

- ・機械的動作なしに電波の発射方向等を制御するフェイズド・アレイ・レーダーは航空機としては世界で初めて我が国のF-2戦闘機が搭載。
- ・現在最新鋭の米国F-22やF-35にも同原理のレーダーが採用されている。



メカニカル・スキャンレーダー



フェイズド・アレイ・レーダー

- ・光学衛星・レーダー衛星など全天候型で高解像度の地球観測衛星システムや秘匿性の高い通信衛星システムを構築する技術を保有。
- ・通信衛星の中核コンポーネントであるトランスポンダ(通信器)は世界の通信衛星に搭載されている。



通信衛星



地球観測衛星

民生技術と防衛関係技術を巡る最近の動向①

- 最近の技術の重点は材料技術（航空機・車両等の性能向上の手段）、IT化・自動制御技術、ネットワーク化技術等。
- 従来、高度な防衛技術を基に民生分野への応用を行う「スピン・オフ」が中心であったが、近年、民生技術の高度化を受けて民生技術から防衛分野への「スピン・オン」も増加。

スピン・オフの例



レーダー



気象レーダー



電子レンジ



コンピューター



ゲーム機



パソコン



コンピューター
ネットワーク



インターネット

スピン・オンの例



航空コックピット



液晶ディスプレイ



戦闘機エンジン部分



耐熱材料



フライ・バイ・ライト
(光通信による操縦系統)



光通信デバイス

民生技術と防衛関係技術を巡る最近の動向②

○防衛技術、民生技術の双方が高度化し、両者の境界が曖昧に。

➡ 我が国の高度な民生技術は国内外の防衛産業から注目されている。（材料、IT、部品等）

→ 防衛産業基盤の維持・育成や、外国との産業間協力を通じた広義の安全保障への活用が重要。

自律飛行制御技術



〈民生〉産業用無人機



〈軍用〉無人偵察機

NBC防護技術



〈民生〉

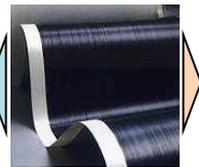


〈軍用〉

軽量構造技術



〈民生〉
機体構造



炭素繊維複合材料



〈軍用〉
機体構造

電波技術



〈民生〉
携帯電話基地局
アンテナ



〈軍用〉
レーダー
アンテナ



防衛分野における国際共同開発・生産の流れ

- 装備品開発費の高騰や装備品の高度化等により、欧米の主要国においても装備品を一国のみで単独で多額の経費とリスクを負担して開発・生産を行うことは現実的でないと認識の下、防衛装備品の国際共同開発・生産が趨勢となってきた。
- また、国と国との間の国際共同開発に至る前の民間レベルの先行的な共同技術開発や、民間企業による他の友好国の装備品開発プログラムの参画が、各国の防衛関連産業間の技術交流を通じて、自国の技術水準の向上を可能にする傾向。
 - 国際的な分業体制で生み出される技術や装備品は、それに参加した国々の間でのみ共有され、又は優先的に供給される可能性が高い。
 - 我が国として、参加できない場合には、最先端技術へのアクセスが確保できず、国際的な技術革新から取り残されるリスクあり。

A400M(開発中)

- 軍用輸送機。
- ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、スペイン、トルコ、イギリスの共同開発。
- ドイツ60機、フランス50機、スペイン27機を筆頭に184機を受注(2009年末現在)。



JSF(Joint Strike Fighter)／F-35(開発中)

- 最先端ステルス戦闘機の一つ。
- アメリカ、イギリス、イタリア、オランダ、トルコ、カナダ、オーストラリア、デンマーク、ノルウェーの共同開発。
- 最終的には約3000機を製造予定と言われる。



我が国が参画する国際共同研究・開発

○国際共同研究・開発への我が国の参画は、他の主要国に比べて低い水準にとどまっている。

(1) 米国との関係

- ・日米防衛協力の一環として、17件の防衛技術・装備品の共同研究・開発（弾道ミサイル防衛（BMD）関連等の実績あり。また、日米産業界同士の協働として、我が国の優れた民生技術を防衛装備品に活用する動きが進展。
- ・しかし、米国からは、グローバルな国際共同研究・開発の流れの中で、両国産業界同士の協力の深化を期待されている。

(2) 米国以外との関係

- ・他方、武器輸出三原則等などにより、米国以外との国際共同研究・開発（米国を中心とするが米国以外の国も参画するプロジェクトを含む）は進展していないのが現状。

○世界の趨勢としての国際共同研究開発に我が国が参画することは、以下の視点から評価できる。

- ・我が国の有する技術力をバーゲニングパワーとして最大限活用 → 外国の有する技術にもアクセス
- ・我が国の高度な民生技術と外国の優れた技術を統合 → 我が国安全保障を担う防衛産業・技術基盤を充実

(参考1) 防衛技術・装備品の国際共同開発

・我が国は、米国との間でSM-3ブロックIIA（BMD用能力向上型迎撃ミサイル）の共同開発を実施（2006～2014年度）

・日米のBMD共同開発・生産に必要な対米武器輸出三原則等の例外化（2004年）。第三国への移転については、我が国の事前同意なく行われることのないよう国際約束にて担保されている。



(参考2) 日米産業界同士の協働の例

- ・光学系技術や、化学物質処理技術、炭素繊維複合材技術等を、米国防衛装備品に活用する可能性等について検討するため、日米産業界間での調査が行われている。
- ・日米の企業等からの参加を得て、米国ヴァンダービルト大学の主催する会議においては、技術面での協力の機会等を発掘するため、双方の有する技術や直面する課題等について情報交換が行われている。

(参考)民間航空機における主な国際共同開発プロジェクト

○なお、民間航空機分野においても、開発経費の高騰や技術の高度化等を背景に機体、エンジンともに国際共同開発が主流となっている。

○このような中で、我が国航空機産業は材料分野等の強みを生かして、民間分野では、国際共同開発に積極的に参加しており、我が国が開発を分担する割合も増加してきている。

国際共同開発

機体



B787 (210-250席)
ボーイング社
日本分担比率: 35%

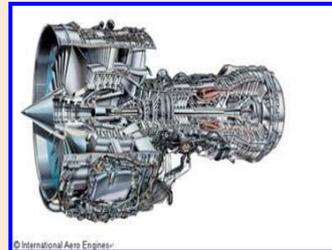


B767 (180-250席)
ボーイング社
日本分担比率: 15%



B777 (300-370席)
ボーイング社
日本分担比率: 21%

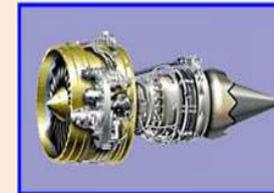
エンジン



V2500エンジン (32,000lb)
インターナショナル・エアロ・
エンジンズ
日本分担比率: 23%



GE90 (53,200lb)
ゼネラルエレクトリック社
日本分担比率: 15%



CF34-8 (14,500lb)
CF34-10 (18,500lb)
ゼネラルエレクトリック社
日本分担比率: 30%



Trent 1000 (53,200lb)
ロールスロイス社
日本分担比率: 15%

米国における最近の動向

- 本年2月に米国国防省が公表を行った4年毎の国防計画の見直し(QDR)では、防衛産業基盤の強化の必要性についても言及。
- さらに、現在の輸出管理制度は、パートナー国との協力・情報共有等の弊害、防衛産業競争力の阻害により、米国の安全保障上のリスクが高まっており、抜本的な見直しが必要と指摘。

QDRに謳われた「防衛産業基盤の強化の必要性」

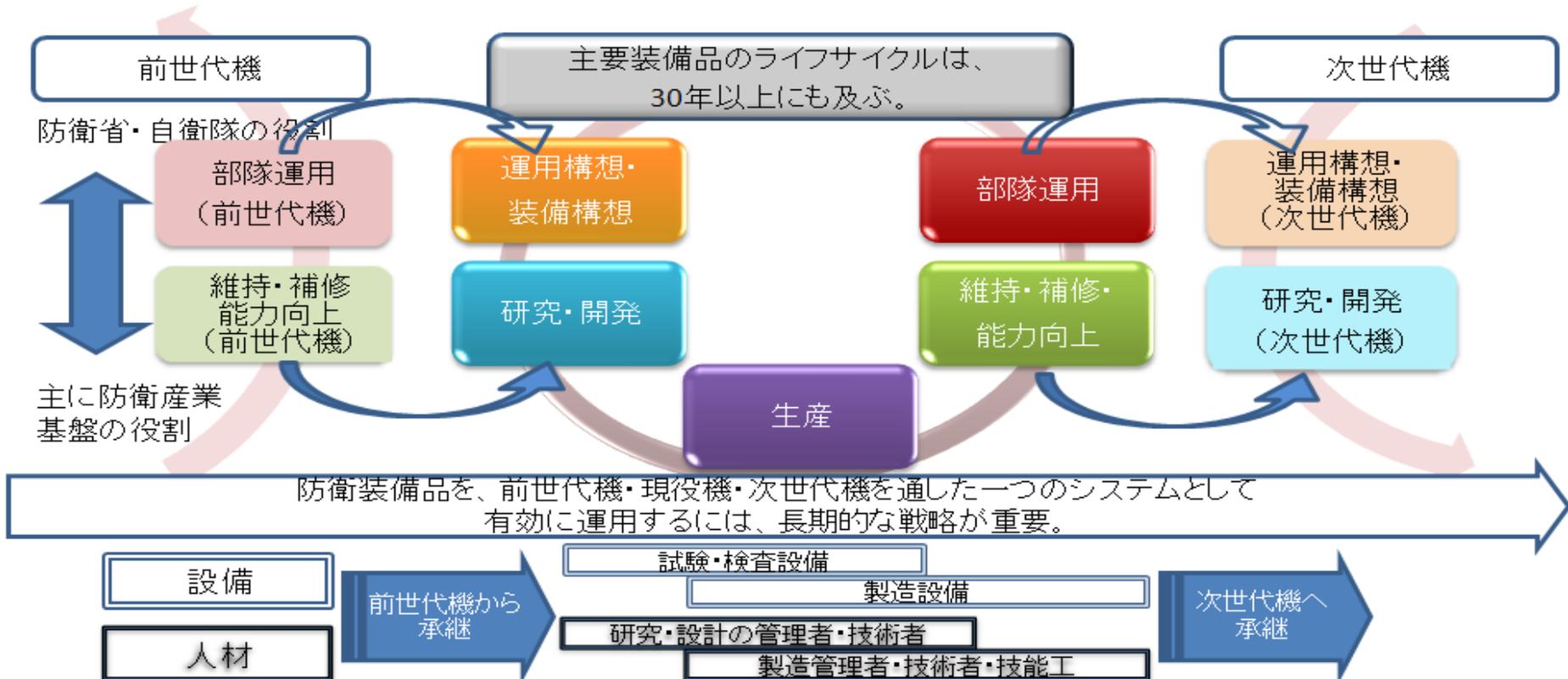
- 90年代の企業統合は、20世紀型の防衛産業構造を前提としており、今日的に重要性を増す電子戦・ネットワーク中心の戦いに対応できない。
- 今日的な装備品に不可欠な先端的な技術の多くは、小規模な防衛関連企業や民生企業等から供給される構造となっている。
- 防衛産業が米国にとって戦略的な優位性の源であり続けるよう、防衛産業基盤に関する整合的・現実的・長期的な戦略を構築することが不可欠。その際、同盟国の存在と、それらの国の防衛産業の能力にも着目。

QDRに謳われた「輸出管理制度の見直しの必要性」

- 現在の輸出管理制度は、米国が安全保障関係の技術を独占しており、これがソ連の兵器生産に使われることを防衛する必要があった冷戦時代に設計された時代遅れの制度。
- 輸出管理の規制が強すぎるために、米国企業が海外企業と協力する際の阻害要因となっており、米国にとって安全保障上のリスクとなっているため、抜本的な見直しが必要。

防衛産業基盤における長期戦略の必要性

- 防衛産業の基盤としての役割は、装備品のライフサイクルの全フェーズを通じた一連の運用支援・整備支援を連続して実施することにより、はじめて有効に機能する。
- 装備品のライフサイクルの中で、それぞれの行程は相互に密接な関連を有することから、一部のフェーズだけを切り離すと、基盤としての機能を有効に発揮できなくなるおそれがある。
- 維持・補修・能力向上による運用支援・整備支援には、研究・開発、生産による技術情報が不可欠であり、運用支援・整備支援による情報蓄積は、次世代機の研究・開発に活かされる。
- このため、防衛装備品を前世代機・現役機・次世代機を通じた一つのシステムとして有効に運用するには、長期的な戦略を明示し、防衛関連産業に対して、長期的な観点で投資、研究開発、人材育成を行うための予見可能性を高め、企業が抱える収益性リスクを低減させることが重要。



※特に、人材は、いったん途絶えると再育成が極めて困難。再育成には、長い期間と多大な費用が必要となる。

国際的な技術交流や資本提携と安全保障貿易管理、 対内・対外直接投資規制

国際的な技術協力、外国企業の技術や経営資源の適確な取込みにより
国際競争力を向上させることが趨勢

＜目指すべき方向＞ **我が国の強みを活かしつつ、他国からも先端技術を吸収**
→ 我が国の防衛関連の技術基盤の更なる強化、他国に対する技術面の比較優位の確保

モノの貿易、技術提供

同盟国や友好国との間では、武器技術を含む先端技術の相互交流や共同研究・共同開発などを積極的に推進。

安全保障貿易管理

核兵器などの大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に利用可能な安全保障上機微な貨物の輸出や技術の提供

↓
国際レジームに則った許可制（外為法）

- 仕向け先や貨物・技術の機微度を勘案して個別案件について審査
- 懸念がなければ許可

直接投資

国際競争力向上に資する外国企業との資本提携を積極的に活用

対内・対外直接投資規制

規制対象業種に係る投資案件

↓
①審査の上、国の安全を損なう等のおそれがある対内直接投資を規制（外為法）

- 懸念すべき資本による安全保障上重要な企業に対する支配、それによる不法な技術流出等を未然に防止
- おそれがない場合には、認める

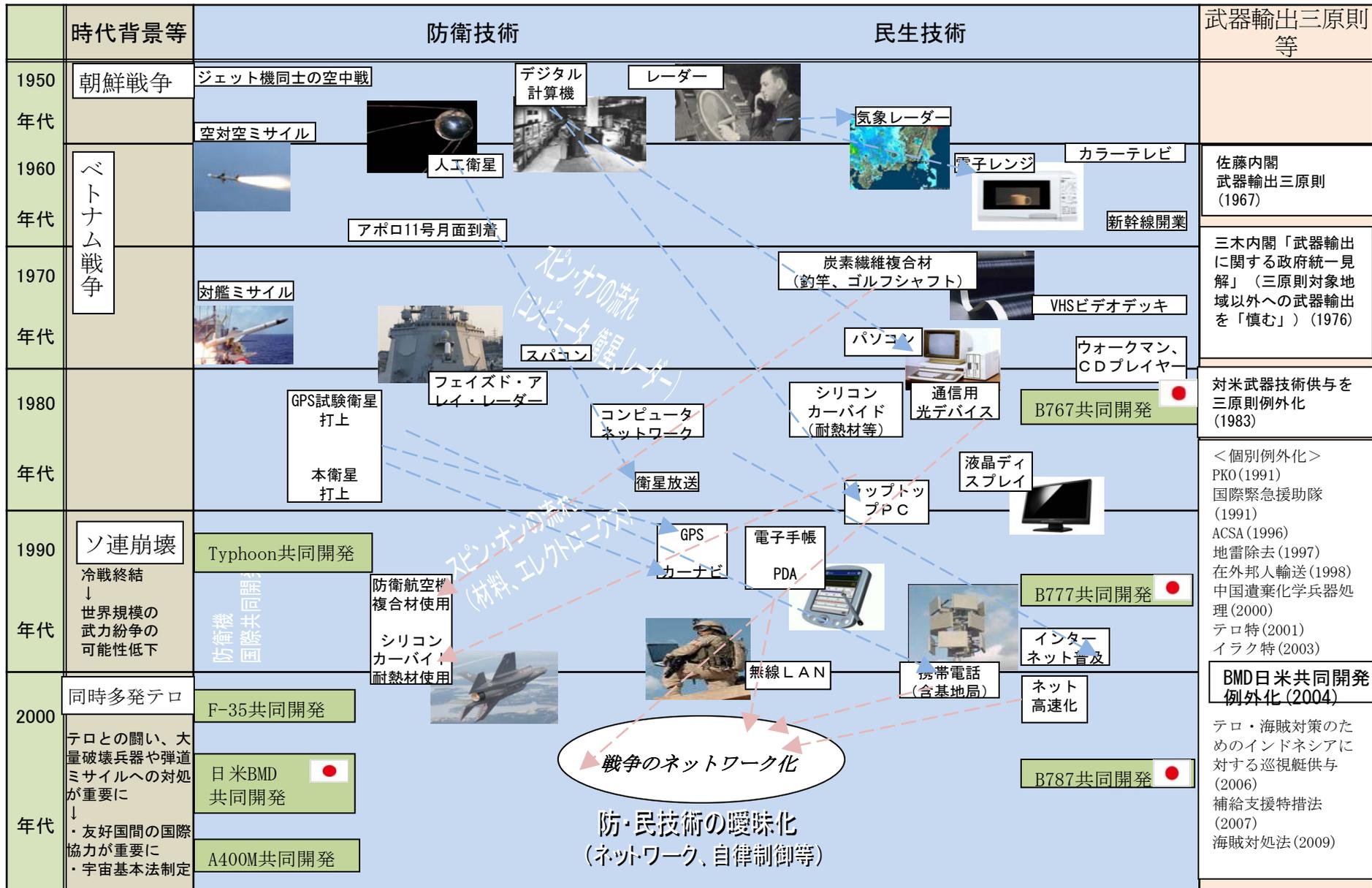
②対外直接投資規制（外為法）

武器輸出三原則等（←国際紛争等の助長を回避するとの平和国家としての理念）

武器に該当する貨物の輸出やその技術の提供：
→一部例外を除き原則として不可

武器の製造業、武器製造関連設備の製造業に係る対外直接投資： →不可

防衛関連技術等の歴史



(参考)武器輸出三原則等とは

昭和42年の佐藤総理答弁及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解が、武器の輸出に関する政府の方針となっている。2つをあわせて「武器輸出三原則等」としている。

■ 昭和42年 佐藤総理答弁

次の場合には武器の輸出を認めない。

1. 共産圏諸国向けの場合
2. 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
3. 国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合

■ 昭和51年 政府統一見解(三木総理答弁)

武器の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

1. 三原則対象地域については、「武器」の輸出は認めない。
2. 三原則対象地域以外については、憲法及び外国為替及び外国貿易法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
3. 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

以下のものについては、武器に準じて取り扱うこととしている。

■ 武器製造関連設備(昭和51年 三木総理)

武器製造関連設備の輸出については、武器に準じて取り扱うものとする。

■ 武器の生産技術(昭和51年 河本通産大臣)

武器の生産技術の輸出については、武器輸出三原則に照らして処理すべきものとする。

■ 日本企業の海外投資(昭和52年 福田総理)

武器輸出三原則にもとるような投資については厳に抑制する。

■ 建設工事(昭和56年 齊藤建設大臣)

軍事施設の建設に係わる工事請負については、武器輸出三原則等に沿って対処している。

※()内は国会で答弁された年と答弁者。

武器輸出三原則における「武器」とは、輸出貿易管理令別表第一の1の項に掲げる貨物のうち、「軍隊が用いる物であって、直接戦闘の用に供するもの」をいう。

【輸出貿易管理令別表第一の1の項】

- (例)
1. 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾若しくはこれらの附属品
 2. 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋
 3. 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品
 4. 軍用航空機若しくはその附属品
 5. 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣 等

- ・ 当該貨物の形状、属性などから客観的に武器専用品と判断されるものは「武器」に該当する。
- ・ 軍民両用のいわゆる汎用品は、武器輸出三原則等において「武器」に該当しない
- との考えの下で、個々のケース毎に判断。

(参考) 武器輸出三原則等の例外

武器輸出三原則等により、「武器」に該当するものの輸出については原則認められない。その上で、内閣官房長官談話により、「武器輸出三原則等によらない」とする例外化の措置が図られた。

(例)

1. 対米武器技術供与取極(昭和58年)

- － 日米安保体制の効果的運用を確保するために必要であるとの判断の下、米国に対する武器技術の供与については、武器輸出三原則等によらないこととした。

2. イラク支援法関連活動(平成15年)

- － イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動に伴う武器の輸出について、武器輸出三原則等によらないこととした。

3. 新防衛大綱策定関連(平成16年)

- － 弾道ミサイル防衛(BMD)システムに関する日米共同技術研究が、日米共同開発・生産段階へ移行した際には、厳格な管理が行われる前提で、武器輸出三原則等によらないこととした。
- － また、その他の日米共同開発・生産案件や、テロ・海賊対策支援等に資する案件についても、今後個別に検討の上結論を得ることとした。

4. インドネシア向け巡視船艇供与(平成18年)

- － マラッカ海峡で頻発するテロ・海賊に対する取締り能力向上のため、ODAにより、インドネシア政府に対する軍用船舶に該当する巡視船艇の供与を決定。この船艇を輸出する際には、武器輸出三原則等によらないこととした。

5. 補給支援法関連活動(平成19年)

- － テロ対策特別措置法に基づく措置の一つである協力支援活動のうち、補給に相当するものに限定して行うことを定めた補給支援法に基づき我が国が行う活動に伴う輸出は、武器輸出三原則等によらないこととした。

6. 海賊対処関連活動(平成21年)

- － ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の急激な増加を背景に、自衛隊法第82条に基づく自衛隊による海上警備行動及び「海賊行為への処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」に基づく自衛隊による海賊対処行動、並びにこれらと一体となって実施される海上保安庁による司法警察活動及び海賊行為への対処に伴う輸出については、武器輸出三原則等によらないこととした。